

ふるさと歴史の広場等光の演出業務委託 仕様書

1 業務名

ふるさと歴史の広場等光の演出業務委託

2 業務目的

加賀立国・能美の地名誕生 1200 年の節目となる令和 5 年 7 月に、同時期にリニューアルオープンする能美市ふるさと歴史の広場、及び能美市の総合博物館「能美ふるさとミュージアム」や隣接する国指定史跡和田山古墳群をライトアップ等の光の演出を行い、新たな観光コンテンツを創出する。また、いしかわ百万石文化祭 2023 開催時期に加賀立国 1200 年に関連付けた光の演出を能美ふるさとミュージアム及び周辺施設で行うことで、歴史資源を活用した市内外からの誘客の促進を目的とする。

3 光の演出を行う施設名称

- (1) 能美市ふるさと歴史の広場
- (2) 国指定史跡和田山古墳群
- (3) 能美ふるさとミュージアム

4 業務委託期間

委託契約の日から令和 5 年 10 月 29 日まで

5 委託業務の内容

(1) 光の演出に関する提案

ア 光の演出の期間及び対象施設は、7 月 21 日から 8 月 30 日までの期間は、能美市ふるさと歴史の広場、国指定史跡和田山古墳群、能美ふるさとミュージアムを対象とし、8 月 31 日から 10 月 13 日までは、上述施設の 1 か所を対象とする。また、10 月 14 日から 10 月 29 日までの期間は、上述施設 3 か所を対象とする。

イ 10 月 14・15 日に「加賀立国能美の地名誕生 1200 年」を演出した参加型光の演出を提案すること。

係る経費はふるさと歴史の広場等光の演出業務委託公募型プロポーザル実施要項を参照。

ウ 古墳群や広場の景観及び建物の形状を生かすこと。

エ 光の演出で施設間の回遊性を創出し、新たな夜間景観を演出すること。

オ 周辺住宅の生活に影響を及ぼさない夜間景観とすること。

(2) 省エネルギーに関する提案

ア タイマーによる照明装置等を導入し、効率的な照明計画をすること。

イ 照明器具の選定は省エネに配慮すること。

(3) 維持・管理に関する提案

- ア 設置場所は、国指定史跡和田山古墳群も対象となることから基礎工事、くい打ち等を要するもの及び火気の使用は禁止する。また、古墳群内の建造物や樹木等を毀損し、又は破損しないこと。
- イ 来園者、来場者の安全対策を重視し、日中の施設利用時に安全性が保たれ、また天候に応じて撤去等の対応を行うこと。

6 成果品等の提出

受託者は委託業務完了後、速やかに実施報告書を提出する。納入場所は、能美市教育委員会まなび文化課とする。

7 権利関係

- (1) 受託者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 本業務で使用する画像、技術等において、既に第三者が著作権、所有権を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 第三者からの異議申し立てについては、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 留意事項

本仕様書に定める業務に係る実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

9 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受託者から承諾を得なければならない。

10 秘密の保持

受注者は、業務の処理場知り得た情報（個人情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

11 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、能美市と受託者の協議によるものとする。
- (2) 本業務を円滑かつ確実に遂行でき、かつ能美市と連絡がとれる体制を整備するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、能美市と受託者が協議して定めるものとする。